

# 「劉向」覺書

町田三郎

## はじめに

劉向は昭帝元鳳二年（BC79）から成帝綏和元年（BC8）に及ぶ七十二年の經歷をもつ。董仲舒とともに漢代を代表する碩學であるが、またま彼が劉氏政權の有力な宗族の一員であったことよってその生涯の經歷も強く方向づけられていた。前漢末期を生きた彼の具體的な行動は、當時の政治的社會的諸狀況と不可分な關係にあった。従ってその言動は、つねに狀況的でもあった。

一方劉向の學術に果たした役割りは、當時の政治社會とは直結しないより基礎的な先秦以來の書物の校訂事業によつて評價される。これが一般的でもある<sup>(1)</sup>。劉向のこの事業が彼の名を不朽のものとし、また事實後世の學界を裨益したことは贅言するまでもない。しかし彼はこの事業をいかなる關心いかなる構想のもとで進行せしめたのであろうか。彼の行動の一部であるこの事業も、やはりその時代にもどして考察し直してみる必要がある。

劉向の著述とされるものに洪範五行傳論、五經通義、老子說、辭賦類、欽錄類、說苑、新序、列女傳、列仙傳等<sup>(2)</sup>があるが、當面は洪範五行傳論をうけた漢書五行志、禮説を傳える漢書禮樂志、郊祀志、楚辭

の九歎、及び嚴可均から姚振宗、王謨に至る輯佚書の類、個別の欽錄、漢書藝文志ならびに漢書楚元王傳に附載される向歆傳を主要な資料とする。年譜等に關しては、錢穆の「劉向歆父子年譜」<sup>(3)</sup>に主として據る。

## 一

楚元王傳によると、向の家系は高祖の同父の少弟元王交に發する。交は盧縮とともに高祖の側近にあつて「臥内に入し、言語諸内事陰謀」を傳えたという。この交の子富が向の曾祖父に當る。そして傳記から知られる劉向の家系の顯著な特徴は、遠祖交以來好學の家であること、なかなか才秀れた一族であることである。

交は「好書、多材藝」とされ、少時「魯の穆生・白生・申公」ともに浮邱伯に詩を學び後には子の郟客を長安に遊學させ、申公が詩傳を作り魯詩と號するに及んで自らもこれに次して詩傳を作り、元王詩と稱し「世咸有之」という。子供たちもすべて「讀詩」したという。當然向の曾祖父の富も魯詩を學んでゐるわけである。

祖父の辟疆も「好讀書、能屬文」し武帝の時「論議冠諸宗室」たる才を示したが、「清靜少欲、常以書自娛」、肯て出仕しなかつた。しか

し霍光の政策によつて宗室の人物が政界に登用され、子の徳が任用されるに及んで辟疆も「宗正」の座についている。

向の父、徳字は路叔。「少くして黄老の術を修め、智略あり。少時敷しば事を言い、召されて甘泉宮に見ゆ。武帝これを千里の駒と謂えり。」彼は「常に老子知足の計」を處生の指針としていた。霍光の娘との縁談を断つたのも「盈滿」の禍を避けるためであつた。父と同じく宗正の地位につき、宣帝を擁して諸政策を定め、爵關内侯を賜わり、地節中には「親親にして行い謹厚」を以て陽城侯に封ぜられる。知足の計を持つるとはいつてもなかなかの遣り手でもあつたらしく、一族で彼の後援で「得官宿衛者」二十餘人あつたという。また人柄も「寛厚で好んで生に施し」「家産百萬を過ぎれば、則ち以て昆弟を振り、賓客食飲す」とある。この家の次男として向は生まれる。

十二歳で輩郎となり元服以後は行い謹飭として諫大夫に昇る。このとき宣帝は武帝の故事にならつて名儒俊材を左右に侍らせていた。そこで向も「通達能屬文辭」ことで、賦家として著名な王褒や張子僑とともに進對し、「賦頌凡數十篇」を獻じている。時に宣帝は神邊方術にも興味をもつていた。かつて淮南王安は「枕中鴻寶苑祕書」を祕藏していた。そこには神邊役鬼鍊金の術及び鄒衍の重道延命の法が説かれていた。しかしこの書は世間に傳わらず知るものはない。たまたま向の父徳が昭帝のはじめ劉澤の獄を治めたさいこの書を手に入れていた。向は「幼而讀誦、以爲奇」した。そこでこれを獻上し、「黃金可成」と奏上した。宣帝は尙方に命じてこの書に従つて鑄造を試みたが、莫大な費用を投じながらついに事は成らなかつた。當然責任は問われねばならない。その罪は死に當つた。向の兄の陽城侯が國の半ばに當る稅收入を提出して罪を贖つた。宣帝も向の「材を奇」として

彼を許した。この時宣帝が穀梁春秋を愛好したことから、向はその才能を見こまれて呼びもどされ穀梁の習得を命ぜられ、やがて石渠閣の論議にも參加し、郎中となり諫大夫へと進んだ。

以上は漢書楚元王傳からみた交から宣帝期の向に至る傳記の目ぼしいものであるが、他書の記事をも參照して向中心に要約すると次のようになる。

劉歆傳をみると「歆及向、始皆治易」という。事實向の長子僅は「以易教授、官至郡守」とあるから向の學問の出發點は易にあつたことが知られる。當然交以來の詩も學ばれていよう。しかもこれが荀子系統の申公、すなわち申培を通じた魯詩であることは重視すべきである。辟疆以來老子の學への傾倒も強い。向が「老子說」を書く素地はこの一家につとに存していた。賦を學ぶ時期も存したろう。さらに神邊方術の書に興味をもち「鴻寶苑祕」を「幼而讀誦」した。劉歆の山海經鈔録によると、宣帝期に劉向が山海經に典據のある事例を指摘して名を揚げたことが記されている。山海經もこの時代には珍本であつた。劉氏の藏書は「以書自娛」しんだ辟疆や徳を通じて蒐集され質量ともに當時の水準をはるかに超えるものであつたらうと想像される。

ましてこの家の主人徳の人柄が老子を旨とし行い謹厚でありつづつても、一面世話好きで「富は衆人の怨む」ところとして散財もするといふことであれば、賓客たちが蝟集するのも當然であつたらう。こうした環境に劉向は育つた。

かくして劉向はその青年期を、易を學び詩を學び、賦の世界にも心を遊ばせ、かつ神邊方術また山海經の怪奇譚にも興味をよせ、一方で家學でもある老子の思想を、日常の生活實感としてもうけとめつつ成長していく。そして周圍には當代稀な藏書と一流の賓客たちとがい

た。

恐らくこうした學問ならびに環境は、彼に文化への複眼的な視角を與え養うものであったろう。少くとも當時の「五經あまねく載せざるはなし」(宣元六王傳)という公式主義からは自由であったとみてよいであらう。

## 二

恵まれた環境の中で若き劉向は天與の才を伸ばしていく。易・詩・老子といった家學は十分に身につけていったであらう。俊材の名が高かったからこそ側近にも登用されたのであらう。辭賦の奏上、山海經のこと、鴻寶苑祕書の獻上、いづれも喝采を浴びたことであらう。黄金鑄造に着手したのも、劉向がそれなりの評價をすでにえていたからこそ、莫大な支出も敢て承されたのであらう。ここまで劉向は萬事順調であった。才にまかせて奔放得意であった。

五鳳二年、向二十四歳。結局黄金は出来なかつた。罪に問われ、獄中で死を見つめながら長い冬を過してのち、罪は贖われ死を免れることはできた。宣帝としてもかつてのブレンであった徳の功績を思い、また日ごろ才を愛でた向を惜しむ氣も強かつたであらう。ただ向にとつてこの事件は、終生の傷手となった。後の上書にもこのことは滲み出てくる。また才に任せた従前の己れを反省する場でもあつたらう。痛恨と試練の獄中生活であつたといつてよい。

石渠閣に劉向が穀梁春秋派の一員として登場するとき、彼は二十九歳の若さであつた。歎傳によれば「宣帝時、詔向受穀梁者、十餘年、大明習」とあるが、實際は偽黄金の件で繫獄された翌年の五鳳三年、二十五歳の時に朝廷に復歸し、穀梁習得に派遣されているわけだけ

ら、およそ五年の學習である。穀梁そのものの學習はつとに元康中から「郎十人」を選抜して行われてい、向は途中参加である。しかも石渠閣での五人の要員に選ばれているわけで、ここにも向の才能の他に秀れていることが知られる。石渠の論争が當時社會的にも盛事であつたことは、儒林傳に出席者を一一「論石渠」と表記していることからもうかがわれる。

元來石渠の議そのものは、武帝による儒教一尊の體制及び公孫弘のいわゆる「功令」の裁可をへて制度的にも定着した儒教體制そのものが、この期までの五六十年の歲月の間に、文獻的理論的にも整備増幅された反面で、官學公許の學とそれ以外のものとの學派間抗争が激烈化し、それを國家的な規模において調整する必要から行われた。その代表的なものが穀梁の學であつた。したがつて石渠の議の主要な柱の一つは穀梁をいかに扱うかであつた。

宣帝はいうまでもなく武帝の長子戾太子の子孫である。その戾太子が穀梁を好んだこともあつて、宣帝自身穀梁志向がはじめから強かつた(漢書儒林傳)。そこで元康中から郎十人に學ばせ中間で劉向を参加させ、甘露元年にいたる十餘年の間で彼らがみな「明習」しおえるのをまつて石渠に「五經名儒」を召集した。最高責任者の宣帝自體がはじめから穀梁を「善」とし、その周邊の韋賢・夏侯勝・史高等が魯人で、魯學穀梁をかねてから推しているわけであるから公穀二家各五人が争點となる三十餘事をめぐつて論争したとしても、裁決が「多從穀梁」こととなるのは自明のことであつた(漢書)。

穀梁にとつては優利な外部的條件が揃つていたわけだが、それだけで論争に勝てるわけではない。穀梁の内容そのものが秀れていなければ問題にならない。いかなる點で公羊に勝り、あるいは當時に是とさ

れるものを穀梁はもっていたのであろうか。この點を原理的な意味で解明したものに日原利國氏の論考<sup>(6)</sup>があつて、要は穀梁が秩序の原理を道徳から離れて法に求め、道徳を法に下屬せしめた、というところにある。

穀梁は儒教の傳統的な道徳主義を法の範疇内に取り込んだところに顯著な特色をもっている。王霸雜揉を説く宣帝にとっては、個人的趣向を超えてまさに當時に最適の政治原理でもあつた。穀梁のこうした原理が、そのまま政治の現實に適用され結びつくものでもなく、公穀の争點も實際はもつと微細な箇所<sup>(6)</sup>で争われたものと思えるが、原理としてはこれがまさに當時に是とされるものではあつたらう。

それでは劉向にとってこの穀梁の學はいかなる意味をもつたのであろうか。向が穀梁にかかわるのは宣帝の詔によるもので、他律的なものであるが、ただ彼が育つた環境の中に穀梁を受け容れるに十分な土壌の存したことは指摘しておかねばならない。

楚元王が好學の人であつたことは先述したが、彼は少時「與魯穆生・白生・申公、俱受詩於浮邱伯」といふ。浮邱伯は荀子の門人である。つまり荀子・浮邱伯そして申公という魯詩の學問が家學となつていつた。當然向も學んでいつた。ところで申公すなわち申培は實は魯詩の祖であるとともに禮と穀梁春秋とを兼ねていつた。したがつて劉向が家學として魯詩を學ぶとき、それは源を荀子に發する學問の一分派を專攻していつたことであり、同時にそれは禮ならびに穀梁と基本的には一致する、もしくは基盤を等しくする學問を行つていつたということである。向の學力からして宣帝の詔をうける以前に穀梁もかなりの程度學び知つていつたことであらう。だからこそ僅かの期間で習得し、學者として最高の榮譽である石渠の舞臺に弱冠二十九歳の若さで登場す

る機會をえたのであろう。

石渠の論争の中で向がどのような役割りを果たしたのかは具體的には不明である。ただこの折の議長格であつた蕭望之が、この後二年宣帝が歿し元帝が即位すると前將軍の位置につき、周堪とともに尚書をあざかるが、その時向が彼らよりも年少であつたにもかかわらず「二人重之」じて「宗室の忠直、明經にして行あり」として散騎宗正に推し、侍中金敞とともに「四人同心輔政」したといふ。ここには向が宗族の一員であることを配慮した點もあらうが、石渠の論争での卓越した議論、内容的に「宗室の忠直」につながるような議論の展開を目的<sup>(6)</sup>にしたりして學派の相違はありながらも望之が劉向の學力を「重んじ高く評價したといふことがあるのではあるまいか。

いづれにせよ偽黄金の件以後の劉向の生き方は、「宗室の忠直」「行あり」で拔擢されても何ら不自然でない堅實なものであつたようである。志操を固めたものは、恐らく獄中の反省であり穀梁の學習であつたらうが、今日いわゆる「議奏」類が佚していつたこともあつて直接的にその詳細を知ることにはできない。

### 三

元帝朝を劉向は外戚許史、宦者石恭らとの抗争で明けられる。蕭望之らと「同心輔政」して對抗しようとしたものは、「外戚許史在位放縱而中書宦官弘恭石顯弄權」<sup>(傳)</sup>事態であつた。宦官が「弄權」しえたのは、元帝が多病で實際の政務を擔當したのは側近の宦者たちであり、とりわけ宣帝以來文法に明習して信任された中書令弘恭と僕射石顯の二人であつた。弘恭は元帝即位の翌年には病死していつたので、これ以後實權は中書令に昇格した石顯に集中する。そして一介の中書令

が權力を恣にしえたことは、すでに宣帝期から丞相の職務が、たとえ  
ば丙吉の逸話にも示されているように陰陽の調和という自然現象によ  
り多く責任をもつ體制となり、かくして外朝が政治の實務に遠い存在  
に移行したとと關連する。そこで政治の實際は、側近の尙書に、さ  
らにその下僚である中書へと移る。その中書と外戚史高らは手を結  
ぶ。

この事態を向ら四人は打開したいと考えた。「望之以爲、中書政本、  
宜以賢明之選、自武帝游宴後庭、故用宦者、非國舊制、又違古不近刑  
人之義、白欲更置士人。」當然のこと「大いに高恭顯と忤う」(蕭望之傳)こ  
ととなる。向ら四人は何らかの具體案をもっていたのであろうが、こ  
れは上聞に達せぬうちに外部に洩れ、逆に中傷されて劉向は投獄さ  
れ、望之らは免官處分をうける。いわば完敗であった。劉向としては  
二度目の獄中生活である。時に三十三歳。

しかしまたま春夏に天文の異變があつて元帝はこの處置の過であ  
ることを知り、四人は復歸する。再び大地震がおこる。恭顯らはこの  
異變は向らの復活に原因すると説く。「皆側目於望之等」(傳)という。  
天變によって許された向らが復歸したとたんに再び天變が起るなら、  
原因がそこにあると見るのも道理である。向らは難しい局面に立たさ  
れたわけである。「更生懼焉」(傳)とある。

そこで向の第一の上書が提出される。ただ當時の彼が被疑者の立場  
にあることを憚って、母親の一族の上書という形式をとる。論旨はお  
およそ次のようである。

蕭望之らは忠正無私であるが貴權に逆つて罪に問われた。いま彼ら  
が復活したのをみ、それと災異とを結びつけて世間では有過の臣を用  
うべきではないといっている。しかし決してそうではない。春秋で地

震の原因をしらべると、それは「在位執政」が「太盛」であることに  
よる。無力の彼らが原因にはなりえない。まして季布兒寬董仲舒等も  
ひとたびは罪に問われながらも後に大きな働きをしている。有過の臣  
とて無下に黜けてはならぬのである。かつて弘恭は望之らを黜けたが  
事態はいっこうによくならない。今日の地震も恭らの行爲によつ  
て起されたものである。だから恭顯らを黜けて蔽善の罰を明らかに  
し、望之らを進めて賢者の路を通じるべきである。こうしてこそ「太  
平の門開け、災異の原塞ぐ」と考えるからである。

恭顯らはこの封事が劉向の手になるものと考え、逆に姦詐として劉  
向を告發する。結局劉向は繫獄される。三度目の下獄である。ここで  
劉向は庶人の地位におとされ、蕭望之は別件で逮捕され自殺におい込  
まれる。初元三年十二月のことである。

この上書は必ずしも賢明な行爲であつたとはいえない。自然の災異  
が誰れに責任があるといひ合つてみたところで、萬人に納得のいく理  
論がないということであれば、結局は時の力關係で決まる。まして逆  
に告發されるような落度をもつていた劉向にははじめから歩が悪い。  
ただこの上書から當時における災異の利用のされ方、權力争いの恰好  
の材料であつたことはよく知られる。

望之が自殺すると元帝は「悼恨之」(傳)した。そこで周堪を拔擢し  
て光祿勳に、弟子の張猛をその大夫とした。この二人は大いに信任さ  
れた。したがつて顯らはことごとく妨害した。そこで永光元年、劉向  
は第二の上書を提出する。第一のものから三年ほど経過している。向  
三十七歳の時である。

近ごろ災異ならびに起きて天地は常を失している。災異は國家の運  
命の徵表である。自らの立場を思うと何も申すまいと考えるのだが國

を思うとそれはできない。ましてや天子の身内の一人であることゆえいっそうである。元來、衆賢朝に和するとき、萬物も野に和らぐ。ところが幽厲以降この和は失われ、詩人たちの非難するところとなった。以來春秋二百四十二年の間異常な現象は多々記録された。「此れに由りてこれを觀れば、和氣は祥を致し、乖氣は異を致す」「祥多き者はその國安く、異衆きものはその國危き」は「天地の常經、古今の通義」である。初元以來の六年間と春秋とを比較してみると、發生の率は今日の方が高い。その理由は讒邪の人が高位にいるからである。今日賢人は佞邪とともに宿衛のうちにいる。佞人は手段を弄して賢人を黜け天子の心を迷わせる。昔から明聖の君でも「誅なくして治ま」ったものはない。だから天子が「決斷孤疑、分別猶豫、使是非炳然可知、則百異消滅、而衆祥並至」、これこそ「太平の基、萬世の利」である。

この災異封事のねらいは、周堪張猛を側面から援助することと、元帝の自覺覺醒をうながすことにある。むろん自らの復権も望んではいた。ただこの上書で注目されることは、韋玄成や匡衡ですら「畏顯、不敢失其意」<sup>(匡衡)</sup>とされる石顯らを、名指しこそせぬが「明聖にも誅あり」として誅罰を説いていることである。災異が第一の上書に見るように、決定的な説得力をもたないならば、ことは最終的には天子そのものにかかる。そこで「疑心」を拂拭し「是非」を明らめ、佞邪の誅罰をも辭さぬ天子の決意が「衆祥」を結果すると説くことにな

る。一篇の上書で猶豫不斷な元帝の性格が改まるものでもなく、この後も石顯らの專權はつづく。災異のつど周堪らは左遷また復職し、永光四年堪は尙書に復歸した折に病歿し、堪を失った猛は結局誣いられて

自殺する。劉向は彼らの死を悼んで「疾讒誣要救危及世頌八篇」を著した。「古の事に依り興えて己れ及び同類を悼む」<sup>(劉向)</sup>のが主意である。漢書高祖紀の贊に「劉向云」とある文が恐らく世頌の一部であろうが、これも劉氏の傳承を明らかにしながら元帝にその自覺、責任の重さを訴えたものであろう。

かくして蕭望之を中心にした輔政派は次々に倒れていく。元帝期劉向は石顯らとの權力争いの前面に躍り出るが、結局は失敗する。ただ彼はこの活動の中で次第に問題の核心が何であるかに氣づいていくようである。永光四年以降元帝期を終るまでの八年、劉向は沈黙する。

#### 四

劉向自身は沈黙しあるいはそれを餘儀なくされるが、元帝期の思想界は激動的である。一口に云えば、宣帝までに用意され準備されてきた經學の理念理説の現實化の要請に、時代が具體的に對應せねばならぬ時世を迎えつつあるということであり、それに伴って諸説が紛糾するということである。その一例を廟制にみるができる。

廟制をも含めた禮制の整備をいう發端となるものは王吉の宣帝への上奏である。禮を通じて三代の治を目指した王吉の言を宣帝は「迂闊」とした。元帝期になると貢禹が奏言する。「漢家の宗廟祭祀、多く古禮に應ぜず」「欲罷郡國廟、定漢宗廟迭毀」<sup>(貢禹)</sup>と。具體化する過程は韋玄成傳にいっそう精しい。

元來政治的便宜的に建てられた廟寢園は、元帝期に全國で二百ヶ所を超えている。月ごとの祭祀の費用も尨大なものとなり、さまざまな支障も生じてきた。整理統合の案が提出されるのも無理からぬ情勢であった。ただことが祖宗に關することだけに議論は紛糾せざるをえな

かった。もともと高祖廟を郡國に建てたことが支配のための便宜的な性格によるもので當然その當時から批判は豫想された。だからこそ高祖の強權による擅議禁止令も出されたわけである。しかし時がたち宗廟寢園そのものの數も尨大となり、それに伴う人員犠牲等の諸經費が多大な負擔ともなり、同時に武帝以降の經學的世界が擴大浸透してくれば、その世界内での秩序づけも考えられてき、萬事「經義」につけて政治行政が行われる後半期に至れば、議論が經典に準據して沸騰してくるのも當然である。

まさに斑彪がいうように「漢は亡秦絶學の後を承け、祖宗の制、時に因りて宜しきを施す」ことに本来の原因があり、紛紛として定着しきれずにいるのも「禮文缺微し、古今制を異にし、各々一家を爲せば、易く偏定すべからず」(韋玄成傳)だからである。

しかしいづれは定着せしめねばならない。その折の口號は、翼奉・貢禹・韋玄成・匡衡・王吉そして蓋寛饒らの「古禮に復り」「古禮に應ず」るものであった。この場合の古禮が眞の古禮かどうかにはむろん問題が存するが、宗廟の存廢をいう場合、經義や禮制以外に據るべきものもまた存しなかつたであらう。これらはある意味で理念上のことに屬するが、現實問題としても一に煩雜な手續きや形式を要して「煩劇にして罪過多き」(成帝)ものであったこと韋玄成兄弟の例からも知られるとおりである。

さて劉向がこの問題に關して發言するのは、成帝の永始三年冬十月、郊祀に關する奏言の一部においてである。劉向は「漢の宗廟の禮に及びては、擅議を得ずとは、皆祖宗の君と賢臣との定むるところなればなり。古今制を異にし經に明文なし。至尊至重のこと、疑説を以て正むるを難る」(志下)という。至尊至重の廟制を根據不確定な論議で

規定すべきではないとするのである。劉歆も同旨をいう。「祖宗の序、多少の數に至りては、經傳に明文なし。至尊至重なれば、疑文虚説を以て定むるを難る」(成帝)と。

郡國廟の廢止と迭毀の制の確立とがこの期の問題であつたわけだが、劉向は一つには祖宗の君と賢臣との定めたことに容喙すべきでないこと、一つには定説がないとしても否定する。後者に關しては、「親親を以て尊尊を害せず」とする穀梁義からすれば、いわゆる二祧説への傾斜は否めないのであるが、劉向は文獻的に十分な根據がないとする。前者については次の記述が參考される。

成帝は即位初年の建始元年十二月に匡衡の上奏に應じて長安に南北郊を作り、甘泉汾陰の祠を罷めた。以來各所の祠の整備が行われ、三分の二が「不應禮」として廢止された。これによって失職する者も多く「從來する所久し」とする考えとともに反對者が多かつた。「衆庶祭祀を變動すべからず」と言う者多し(志下)。そこえたまたま主唱者匡衡の連坐免官の不祥事もちあがり、さらに「初めて甘泉の泰時を罷めて南郊を作る日」に大風があつて「甘泉の竹宮を壞ち、時中の樹木の十圍以上を折拔すること百餘」(志下)という異變が起きた。そこで成帝はかかる不思議を劉向にたずねた。

庶民でも家の祭を絶やすことはしない。まして國の大切な祭はいつそうである。甘泉汾陰ならびに雍の五時はそれぞれに神祇の感應があつて建立されたもので由緒は古い。武帝宣帝の時代でもこの三神を祭ること恭しく靈驗もあつた。祖先の建てられた昔ながらの神々をおろそかにすべきではない。陳寶の祠は秦の文公以來七百年も續いて、漢の國家になつてからも神々は降臨された。不思議な現象はしばしば起き、そのつど犠牲を捧げて祭り、この仔細は福祥として天子に報告

された。初元以來でも二十回に及んでいる。これは陽氣の神の祠なのである。

こういながら宗廟も由來の久しいもので、定説の存しない廟制を妄りに改めてはならぬと上記の説を述べ、さらに「易大傳に曰く、神を誣うる者は殃三世に及ぶ。其の咎獨だ(貞)禹らに止まらず」と結ぶ。成帝はこれを聞いて「意に之を恨む」というが、やがて彼自身に繼嗣のなかつたこともあって、皇太后の詔令という形で甘泉泰畤汾陰后土の祭は復活し、雍の五時陳寶祠に親禮することとなり、ここに郊祀制は動搖する。

さきの宗廟制も實は元帝晩年の被疾によって動搖し、成帝また繼嗣問題で郊祀制が動搖するというのを見ると、いわゆる經典の理説のみでは完遂しきれない部分が濃厚に存したことが思われる。

一般に宗廟郊祀の制の改革は、儒家の古禮によって國家の制度をも儒家の思想に包攝する、いわば儒教思想の國教化絶對化の一過程として捉えられ、まさに元帝以降に課された儒教教理の現實化の一環であった。その中で劉向はそのいずれにも反對した。史的由來と經に定説のないことを理由として。そしてそのいずれもが社會的あるいは學問的に説得力を當時にもつものではあつた。それにしても現状が困つた事態であることは事實である。それに對して劉向はどのように對應しようとするのであろうか。

永始四年、向六十四歳の時の「上疏諫起延陵」の一文がある。はじめ成帝は渭城の延陵を初陵として建始二年に造營に着工するが、鴻嘉元年に昌陵の造營に移つた。三年の豫定であつたが「作治五年、天下虚耗、百姓罷勞」(成帝紀(永始元年七月))ということ、故陵の延陵に再び計畫を變更した。その折の規模が泰奢であつたことに感じて意見書を提出し

たものである。

天命の授くるところのものは、獨り一姓のみではない。だから常に戒心して國家の保全に力を致さねばならない。古より今に及ぶまで亡びぬ國はないのである。當面の葬制にしてもかつての聖王は微薄であつた。それは薄葬が「禮に合」して正しいからである。かつて成帝が初陵を營むとき、その制は約小、天下賢明を稱せざるはなかつた。ところが昌陵の造營に關しては規模を擴大し、民の墳墓を發き、かくて「死者恨於下、生者愁於上」悲慘をまねいた。だからこの度の造營に關しても古來の聖王や近くは文帝の薄葬にならつて、簡約を旨とし、かくして衆庶を息わしめるものでなくてはならない。

陵墓の造營が當時の大土木事業であつたことは事實で、劉向の上疏にもかかわらず結局規模はいっそう擴大されて造られ、したがつて人民の疲弊も極まつた。谷永傳にも「五年不成而後反故、又廣野營表、發人家墓、斷截骸骨、揚尸柩、百姓財竭力盡、愁恨感天」という。この事業が民衆を疲弊させる反面で一部貴權の人士に莫大な利益をもたらしていたことも事實である。「この時昌陵を起して陵邑を營作す。貴戚近臣の子弟賓客、幸權して姦利を爲す者多し。方進掾史を部して覆案し、大姦の藏數千萬を發す」(通鑑)ともあり、酷吏傳には棺材の買ひ占めを行つて値をつりあげた例もある。資材や人員をめぐつて多くの利權が絡んでいた。劉向が堯舜以來の薄葬の意義を説いてみたところ、貴戚近臣が甘い汁を放棄することはない。劉向としてこうした裏の事情は知つていたろうが、上奏文としては正面きつての議論を展開する以外になつたのであろう。

注目すべきことは、薄葬論とともに劉向が「天命を受けるものは獨り一姓のみに非ず」と斷言して憚らないことであり、だから國家の基



盤である民衆を疲弊させる事業は止めよと説くことである。

そこで上述の宗廟郊祀論とこの延陵論とを合わせて考えてみると、劉向の論理はおおよそ次のようになる。

各地の廟や祠に關する禮制上または經濟上の諸問題はたしかに存在する。しかしそれ以上に由來も古く神域でもあるこれらを、學問上からも定説の存しないまま、破壊を伴った形で改革を斷行することは、神靈を傷つけることもなり、ひいては國家の安泰に危険をもたらす恐れがある。したがってこれらには反對である。既存のものはそのまま維持するとしても、現在ならびに將來に關しては改善を進めなければならぬ。規模經費等工夫の餘地は十分存する。そうすることに於て神靈を傷つけ國家を危殆におとし入れることもなく、漸次に儉約簡素でしかも禮に合した體制を作りあげていくことができる。たとえこれが十全なものでないとしても、少くとも國家にとって安全でありかつ將來への一應の展望ともなりうる。

もしこう捉えることができるならば、劉向は一姓に限らない受命者を永續化させねばならぬ自らの立場から、事態を儒教理論の統一化に向つて對應するよりはより狀況的社會的に把握し對應していた、ということができる。

## 五

元帝は初元三年七月の詔に「蓋聞安民之道、本繇陰陽、間者陰陽錯謬、風雨不時、朕之不徳、庶幾群公有敢言朕之過者、今則不然……、朕甚闕焉……、丞相御史學天下明陰陽災異者、各三人……」という。治民の基本は陰陽の調和にある。ひるがえつて人事の不和は天に反映する。初元二年の劉向らの繫獄も、その年の異變によつて宥されてい

る。元帝にとつて「陰陽災異」はその即位初年から眞理以外の何ものでもなかつた。したがつて元帝がこの問題で悩むとき、それはこの災異が何にもとづいて起きたのかその發生源を確定することの難しさにあつた。劉向にとつても課題は等しく、しかも彼は元帝期石顯らとの抗争を通じて身をもつてその重要さを知つていた。こと災異に關する限りその説得力は、いまや理論體系をいかに構築するかにかかつていた。董仲舒以來の災異思想の諸流それぞれの工夫もすべてここに存した。

劉向の災異思想は、五行志に引用された「洪範五行傳論」系統のものと同傳の記述とからおおよそを知ることができる。その理論は洪範五行傳・象數易・陰陽(氣)・天の四つの要素から組み立てられていく。詳細は田中麻沙己氏が「劉向の災異思想について」で分析的に述べていられるが、要は劉向の理論構造の中心は「五行傳」の説で、これを補足するものとして象數易と陰陽が採用され、したがつて圖式的でもあり機械論的でもあるが、この傾向を超えるために天の説が用いられ、これによつて災異説に目的論的な前兆の意味を與えている、というにある。かくて劉向の災異説は「機械論的な性質を強めることによつて恣意性を弱めて合理性を増す」とともに「前兆の意味を加えたことによつて災異の意義を深め」たとされる。

もとより災異思想の實際の意味は、當然その機能に存するわけで、具體的にはある災異はどの人事に對應するかを特定することにある。董仲舒の場合三つに分けることができる。一は君臣關係。君臣間の力の均衡が破れた場合、その責任は身分を逸脱した臣下にある。二は君主の治國のあり方。刑罰を頻用し、しばしば戦争して民を疲弊させた場合、その罪は君主にある。三は君主及び夫人の行爲。淫亂や慎重さ

を失つた場合、罪は君主にある。一は君主権の擁護、二はその抑制、三は君主への道義的要請といふことができ、董仲舒の場合は二の例が多い。

劉向はどうであろう。二の例は、秦の武王昭王の渭水の變の解釋(五行志中)、三の例は「釐公十年冬、大雨雪」の解釋(五行志中)などがあるが、とりわけて一の君權擁護をいうものが多い。定公元年十月の條(五行志中)がそれであるが、ここでの異變は君主が下位者に脅やかされ權力を奪われたことによるとされる。當然下位者は非難されるが、こうした事態に對處しきれない君主も強く非難される。たとえば陰公九年三月の條(五行志中)に「大雨、震電」したが、それは桓公と臣下との關係に對應して陰陽の氣が作用し「陽、陰を閉ざさず、出でて危難に涉りて萬物を害」したもので、そこで天は「君たりて時を失わば、賊弟佞臣將に亂を作さんとす」と警告し、八日後「大雨雪」といふ異變を示した。これが前兆である。ところが「公寤らず」して二年後に殺されることとなる。警告したにもかかわらず無策であつた君主もあわせて非難されねばならない。この點董仲舒の解釋とは異なる。まさに劉向にとつて災異は「君權は犯さるべきではないとする君權擁護の考えに立つて、臣下を治めて自らの地位を確保せよ」といふ君主への勸告」そのものなのである。

このことを視點を換えてみてみよう。劉向が「洪範五行傳論十一卷」を奏上した契機は、成帝期「帝の元舅陽平侯王鳳大將軍となり、政を秉れり。太后によりて國權を專にす。兄弟七人皆封ぜられて列侯たり。時に數しば大異あり」といふ事態に直面して「向以爲えらく、外戚貴盛にして鳳が兄弟事を用うるの咎なり」としたことにあり、そこで「尚書洪範の箕子武王の爲に五行陰陽休咎の應を陳ぶるをみ、向

乃ち上古以來春秋六國をへて秦漢に至るまでの符瑞災異の記を集合して行事を推迹し、禍福を連傳(るね)てその占驗」を整理著作してこの書を上つた(傳)。つまり最初から王氏の專權を排除する意圖のもとに、そして恐らくは元帝期における失敗や反省をもこめて、工夫され述べられた論考がこれなのである。成帝もまたこうした意圖は十分承知していた。「心に向が忠精にして故もと鳳が兄弟の爲に此の論を起すことを知れり」(傳)と。しかしながらすでに肥大化した王氏の權を奪うことはできなかつた。

陽朔二年、友人陳湯に「宗室の遺老」である「吾にして言わざれば孰か當に言うべき者ぞ」(傳)として提出された「極諫用外戚封事」は、「政由王氏出、災異浸甚」しき狀勢の中で、いまや「王氏と劉氏と亦且に並び立たず」とし、ゆえに「援近宗室、親而納信、黜遠外戚、毋授以政」、そうすれば政治から離れて王氏も永存し劉氏も長安である(傳)と説く。最晩年の元延三年「復上奏災異」にしても、災異が「易姓之變」にかかわる大事ゆえに「銷大異」「以崇劉氏」ために清燕の間を賜わつて「指圖陳狀」とするの、言わんとするところは「公族は國の枝葉」であるゆえ「顯訟宗室、譏刺王氏及在位大臣」(傳)ことにあつたろう。つまり劉向にとっては、災異に對應する人事ははじめから特定されてい、それを理論化する行程で前兆説もとりいれられたとしてよい。

當時の災異説は、災異説そのものの本質からして豫言化へと進んでいる。たとえばすでに昭帝期に眭弘、夏侯勝の豫言もあり、路溫舒は「漢厄三七之間」を説いて王朝の命運を豫感し(傳)、谷永は「三七之節紀」(傳)を説いて曆運説を強め、李尋は「漢家中衰厄會」(傳)を唱え甘忠可は「再受命」をいい夏賀良またこれを主張する(傳)。漢

王朝の衰退化現象とかかわって曆運説も登場し、また呪術迷信的な風氣とも重なって甘忠可の豫言も生まれたのであるが、劉向はこうした災異の豫言化を否定する。「忠可、鬼神に借りて上を罔みし、衆を惑わす」(李尋傳)と。また夏賀良は劉歆に「五經に合せず」(李尋傳)とされる。

劉向らにとっては、災異説の豫言化は鬼神に假りた妄説であり五經に合せぬものであることが反對の第一の理由があり、それとともに災異説そのものへのアプローチがはじめから王氏批判にあってそれはさきの論證において完結している、という考えが第二に存したであろう。災異はあくまで大過去と過去との關係で現在にかかわればよいのであって、直接未來を指示してはならない。當爲を主とする經學的節度、とりわけ魯學のそれからしても、また受命が一姓に限られたものでないゆえにいっそう銳意して永續化させねばならぬ劉氏の一員としての立場からも、豫言を肯定することはできないことであつたらう。ところで劉向にはほとんど唯一といつてよい積極的な提案がある。辟雍の建設である。

宜しく辟雍を興し庠序を設け、禮樂を陳べ雅頌の聲を隆んにし、揖讓の容を盛んにして以て天下を風化すべし(禮記志)。

それは「如此而不治者未之有也」だからである。しかし一般的にいって劉向時代の學校制度は内容的にはともかく博士弟子の員數にしても高水準を保つてい、また學問や禮樂の興隆が治世教化の要諦であるということも特別な主張ではない。ただこの建議が朝儀でとりあげられ長安城の南に候補地も定められたことを思うと、そこに特殊な意味が存したと考へざるをえない。實は明堂と並ぶ辟雍の語を用いているところにまず特殊さが感じられるが、恐らくはこの大學は、天子が直接管掌する大學の謂であつて、ここで養成された人士が中央官界に登

場するといふ仕組みで考えられているのであろう。劉向の意に即していえば、王氏一族の息のかからない忠正な人材をここで養成し官界へ送りこんで劉氏政權の基盤を固めたいということであらう。劉向が病歿しやがて成帝も崩じてこの件は沙汰済みとなり王莽期に復活實現されるが、劉向の最晩年の事業でもあっただけに、従来の政治世界を時間をかけても一新しようとする切實な願いがこの提議にはこめられていたと考へられる。

こうみてくると、劉向の行動はつねに時の政治と密着したものであることが知られる。元帝期における宦官との争い、世頌等の執筆、成帝期における宗廟論、薄葬論、また王氏排除のための災異説、そして晩年の辟雍建議等、いずれをみても時の政治權力と無關係なものはない。そして行きつくところは自らの所屬する劉氏政權の安定強化である。そのため學問でもあった。いふなれば劉氏のイデオログである。これらは劉向が當時にいかん状況的に對應していたかを物語るものであろう。そしてこれらになお學問的に一貫するものが何であるかをみるならば、宗廟論や災異説、また辟雍建議に示される經典にあくまで準據を求める態度を指摘しうるであらう。状況的な行動の根底に經への準據が存するならば、状況に對置される理念や理想もまたこの經の世界に存しなければならぬ。そこで残された劉向の事業、校書ならびに鈔錄類の檢討が次になされねばならない。

## 六

「人となり簡易にして威儀なし。廉靖にして道を楽しみ、世俗に交接せず。専ら思を經術に積み、晝は書傳を誦し、夜は星宿を觀、或は寐ねずして旦に達る」(劉向傳)という劉向は、資質からしても政治向きで

はない。にもかかわらず終生政界とかかわりえた基盤は、有力な宗族の一員であったこととともに、その前期においては父劉徳の遺徳の後果が多分にあり、後期においては彼自らが築いた學者としての評價があったろう。學者としての基盤は一應は石渠閣において早くも打ち樹てられるが、いっそうこれを不動にしたのは、河平三年（BC 26）、向五十四歳の時の「校中祕書」の事業であったろう。

（河平）三年……光祿大夫劉向校中祕書、謁者陳農使使求遺書於天下（紀帝）

詔向領校中五經祕書（傳本）

河平中受詔與父向領校祕書、講六藝傳記……向死後復領五經、卒父前業、歆乃集六藝群書、種別爲七畧（傳本）

さて成帝は陳農に遺書を天下に求めさせ、蒐められた書物を「詔光祿大夫劉向、校經傳諸子詩賦、步兵校尉任宏校兵書、太史令尹咸校數術、侍醫李柱國校方技」（藝文志）せしめた。そこで劉向は「每一書曰、向輒條其篇目、撮其指意、錄而奏之」（藝文志）した。これがいわゆる劉向叙録であり別録である。たまたま向が事業半ばで歿し歆がこれをひきついで完了した。この際歆は「於是、總群書而奏其七畧」（藝文志）した。この七畧が今日藝文志にひきつがれる。

ところで典籍校訂の總責任者として劉向がい、各部門別に任宏・尹咸・李柱國等がい、さらに多數の者がこの事業に参加していた。たとえば成帝に異例の寵愛をうけたという班固がい、若き杜參（藝文志）がい、歆を助けた望（山海經、卷十三末）、また王翼（傳本）がいる。劉向が環境にも恵まれて多方面の學問を身につけていたことは既述したとおりであり、僞黄金以降は恐らく「専ら思を經術に積む」（傳本）という經を中心据えたものとなっていたらうから、典籍校訂の總責任者としてはまさにう

つてつけの人物であった。

そこで問題は、劉向は自らの前に投げ出された過去の文化の總體をいかに整理づけようとしたのかということである。むろん技術的な區分は書籍を整理するうえでの現実的な便宜としてもなくてはならない。そのための任宏や尹咸の登用であった。問題はこうした便宜以上の文化遺産處理についての特別な構想を彼がもっていたかどうかということである。

劉向が一書ごとの斂録を奏したのに對して劉歆は「種別して七畧を爲」った。ここにいる七畧は書物を七つに分類したことで書物全體の位置づけをそれなりに行ったということである。藝文志にも「歆是に於て群書を總べて七畧を奏す。故に輯畧あり、六藝畧あり、諸子畧あり、詩賦畧あり、兵書畧あり、數術畧あり、方術畧あり」といい、漢紀にも「劉向卒し、向の子歆をして父の業を繼がしむ。而して歆遂に群書を撰して七畧を奏す……凡そ萬三千二百六十九卷。是より以來稍やく復た増集す」とある。

この七畧七分類は、實は輯畧が總論の役割りを果し、以下各畧がさらに細分され序列づけられている體裁からみても、たんなる分類目録に止まるものでなく、違った意味をここから讀みとることができるといふのはすでに金谷治氏の論考が指摘しているところである。したがって問題は、劉向が子の歆の完成した七畧構想にどれほどかかわっていたか、ということになる。

姚振宗は、荀悅の漢紀成帝河平三年の條の引用及び史記太史公自序索引の引用は、劉向の「別録」の文であって、これを「七畧」がうけつぎ、さらに藝文志に引きつがれたとする。そしてここでの引用文は「名家者流、蓋出禮官、名位不同、禮亦異數、故正名也」（紀）、「名家

者流、出乎禮官、古者名位不同、禮亦異數、孔子曰、必也正名乎」(史記)である。この文は藝文志の名家の條の前半とほとんど等しい。

この名家の條は藝文志の第二畧である諸子畧に含まれているが、この諸子畧には注目すべき主張が述べられている。「諸子は王官より出ず」とするものがそれである。たとえば「儒家者流は蓋し司徒の官より出ず」「道家者流は蓋し史官より出ず」「小説家者流は蓋し稗官より出ず」等と。むしろこの主張が事實であるかどうかがこの問題ではない。そう主張したということ、及びその主張の一部が明らかに劉向のものだ、ということが重要なのである。

ここにいう王官より出ずとする主張は、要するに王權が安定していた時代には、すべての學術は王官に所屬包攝され、王權を振興すべきものとして作用し、またそれが本來の機能であったが、王權がゆるみ衰世に及んで「放者」「拘者」が一端を誇張して説き、あるべき本來の姿を逸脱したというにある。そしてこの考えは、實は諸子畧に止まらず詩賦や兵書方技にも、たとえば「王官の武備」「王官の保守」というように敷衍されて説かれる。すなわち各畧の全體がこの王官構想ともいうべきものによってくくられているということなのである。

したがって王者中心に文化價值を收束的に見るということであるならば、現實の諸文化諸思想というものも、たとえば晏子斂錄で「其書六篇、皆忠諫其君、文章可觀、義理可法」もので「皆合六經之義」、また他篇は「有頗不合經術」といい、列子斂錄で「合於六經」というように、その基準は經中心のものでなければならぬ。諸子を「六經の支與流裔」(支と裔)と位置づけるのも發想は等しい。

姚振宗の指摘にしたがいまた斂錄を援用しつつ確實に類推しうる劉向の構想はおおよそ以上の如きものである。それでは劉向がこうした

世界構想ともいべきものを抱いていたことの具體的な意味とはどういうことなのであろうか。王權が安定するとき諸文化も安定するが、この前提が破綻したとき諸文化はいま一度六經とのかわりにおいて評價し直されねばならない。六經は王道の實現をめざしたそれを實現させるためのものだからである。當然現王も人臣もそのための存在でなければならぬ。

このようなものと劉向の思想の枠組みは考えられるが、またこう解釋してはじめて執拗にくりかえされた上奏の意味も、帝の覺醒を説きつづけた眞意も、個別の狀況を超えたものとして了解することができ。ここからまた一面で王道をめざしつつ挫折しあるいは不遇ならざるをえなかった人々への劉向の心からなる共感も生まれてくる。

劉向の作品に楚辭九歎があり、内容的にはいわゆる賢人失志の類に屬するものである。青木正兒博士によれば、今日に傳わる楚辭の編集は二つの段階をへて、九歎篇以上は劉向が編集して最後に自作を置いたもので、それより以下は王逸が増集してまた自作の九思を附録として成ったという。劉向の屈原への深刻な同情共感が自作を敢て結びとしてこの書を編集せしめたのであろう。荀子斂錄にいう。「もし人君能く孫卿を用いなば、王たるに庶幾からん。然れども世終に能く用うるものなし」孫卿のいう王道論はまことに實踐しやすものであるが、ついに世に容れられることはなかった。「哀哉、可爲實涕」と。屈原の忠正も荀子の王道論もついに陽の目を見ることはなかった。王者の覺醒を説き賢者の登用を叫びつつ、あるべき王者論を構想した劉向にとって、荀子も屈原も時に自己と運命を全く等しくする者と映じたであらう。

要は現在が本來あるべき王者賢臣の脱落した時代であるとの認識を

根底とする。校書はたんなる校勘に止まらない。かくして劉向の日々の具體的實踐は、學問の分野においてもまた政治的行動においても、その理念のあくなき追求とならねばならなかった。

### おわりに

劉向をその災異思想や校書の事業といういわば個別の問題から追求するのではなくて、その足跡を追いつながらトータルに捉えようとする小論は、おおよそ以上を以て述べおえた。そこで最後に以上から知りえた劉向が思想的にいかなる役割りを果たしたかを概略して、いちおうの結びとしたい。

王鳳は「五經は聖人の制するところにして萬事畢ねく載せざるなし」(宣元六)という。恐らくこれは成帝期の一般的標準的見解であつたろう。より精しくは匡衡が「臣聞く六經なる者は、聖人の天地の心を統べ善惡の歸を著らかにし、吉凶の分を明らめ人道の正を通じ、その本性に悖らざらしむるゆえんのものなり。故に六藝の指に審らかなれば、則ち天人の理得て和すべく、草木昆蟲得て育すべし。此れ永久不易の道なり」(匡衡)と云つて、六經が天地自然のすべてを覆う完全性を備えてい、要するに儒教は、自然界をも包括した眞理性を保有し、その意味で世界のすべてに責任をもちうる、という。劉向の六藝觀も恐らくは家學の易を中心にいっそう形式を整えたもので、この限りでは當時の六藝觀とそう變らないものと思われる。

ただ劉向は、この時代の儒教獨善の風を否定する。現實に諸子は讓まれてもい否定すべくもない。文化はより總合化され新たに位置づけられねばならない。中心は六藝にあるとしても他を拒否する性格のものであつてはならない。この際若年からの幅廣い教養が彼の基盤とし

て存したことが思いかえされる。諸子を十家に分別した向歆の獨創性もさることながら、こうした文化の總合統一化は、武帝時における儒教一尊の排他性とも元成期における一般の文化認識とも異質のものであること、及び後代においてもこの位置づけが安定的に持續されることをまず指摘しておかねばならない。

一方世界のすべてに責任をもちうるという儒生のことばはあつても現實の學問は「祿利の道」(韓林)であつた。成帝の師傅として尊貴な地位をえていた張禹の生活ぶりや史丹の家居での亂脈さも傳記は傳えている。當然これらへの反撥も強かつたが、要は彼らが混迷する現實の中で行動すべき確實な構想も展望ももちえない手づまり状態に焦燥していたことをこれらは示している。こうした中で劉向は、忠直な人格もあるが、すべてを統一づける王者と各分野に忠實な人臣、賢者を配するとき理想的世界は出現し、そのための現王であり人臣であると説く。これは一つの政治的に清新な展望を當時に與えたものとしてよい。やがて劉歆や揚雄にその後果をみる事ができる。

當時に儒教が世界の全てに責任を負いうるという發想があつて、したがって國家の制度もかかる儒教教説に則るべきだとする主張が生まれ、具體的には「古禮」に復する運動となるが、もしそうであるならば、その根據となる經は確定していなければならぬ。あるいは確定化を目指してたえず補強されるものでなければならぬ。劉向は宗廟郊祀の改革に關して經に定説なしとして反對する。當時の政治事情も介在するが、この反對は經典主義的立場から儒教の國教化絶對化に一つのブレーキをかけたものといえる。災異説の豫言化拒否も同様である。しかし一方で劉向は「古文」を發掘する。藝文志易類に「劉向は中の古文易經を以て施・孟・梁丘の經を校するに、或いは『無咎悔

亡』を脱去せり」といいた書類で古文との相違をいう。むろん古文は劉歆によって顯彰されることとなるが、その芽はつとに劉向に存している、しかもその根底には、經そのものの補強を通じた儒教の完成化がある。劉向のこうした志向は、いわゆる儒教の國教化絶對化に遠まわりではあるが正道を確實に歩むものといつてよい。

劉向に關してはなお考察すべき問題も多く、とりわけ魯學と齊學、穀梁と災異等さらに論ずべきものであるが、以上をいちおうの手がかりとして後日を期したい。

註(1) 一例として、狩野直喜「中國哲學史」二七六頁以下を挙げておく。

(2) 說苑・新序以下の書については、僞撰の疑いももたれるので當面の考察からは省くこととした。

(3) 錢穆「兩漢經學今古文平議」所收。

(4) 漢書藝文志詩賦略に「宗正劉辟彊賦八篇」「陽城侯劉德賦九篇」が擧げられている。

(5) 同じく詩賦略に「劉向賦三十三篇」が擧げられている。向の賦については、文心彫龍才略篇に「卿・淵より以前は、多く才を役して學を課さず。雄・向より以後は頗る書を引きて以て文を助く」とある。文藝に學問的内容をもち込んで新傾向を作った、ということである。

(6) 漢書劉向傳王先謙補注參。

(7) 山海經敘録では、いつの頃と明記されていないが、「諫議大夫向」とある。諫議大夫には、甘露三年以降にもなるが、最初の若年のころの「諫議大夫向」としてよいであろう。

(8) 日原利國氏「白虎觀論議の思想史的位位置づけ」(漢魏文化6號)。

(9) この點に關しては、拙稿「漢宣期の儒教」(九州大學中國哲學論集1)を参照されたい。

(10) 漢書儒林傳ならびに武内義雄博士「支那思想史」一四〇頁以下を参照されたい。なお藝文志でも魯詩を齊詩・韓詩と比べて「最爲近之」と評

している。

(11) 漢書丙吉傳。

(12) こうした形式でも上書することが可能であったことは、それなりに宮廷内に反宦官派も存在し、また恐らく劉徳の樂いた官界における人脈の根強さをも示すものであろう。

(13) 劉向に沈黙せざるをえなかった事情もあるが、この頃から元帝は、政治に興味を失い、病氣がちでもあって、劉向としても手の打ちようもなく、また次代を待つという讀みもあつたらう。

(14) この期の禮制に關しては、藤川正數氏「漢代における禮學の研究」を参照されたい。

(15) 當時一般の風俗奢侈であつたことは、成帝紀・張禹傳・史丹傳等から知られる。また劉向はこうした風尚を根本から改めるためにこの時期に「列女傳」八篇、また「新序・說苑」五十篇を奏上し、さらに「救上疏言得失、陳法戒、書數十上」という。

(16) 田中麻紗己氏「劉向の災異思想について—前漢災異思想の一面—」(集刊東洋學24)。以下「」内は氏の論文による。

(17) 漢紀作元年、通鑑亦作元年。

(18) 田中氏は上掲論文の中で、豫言に進み曆運の考えに基づく人々の大部分が齊學を學んだものであることを指摘している。私も魯詩、とりわけ穀梁を學んだ劉向の魯學的傳統をもっともよく示すものが豫言否定であり、また後に指摘する荀子への共感であろうと考える。

(19) 過去の事例から今日的な規範をさぐるものにも、そこから現在ならびに將來にかかる新政策を考えようとするものに、劉向の先蹤として宣帝期の魏相の存することを指摘しておきたい。

(20) 漢書藝文志についての紹介ならびに劉向の校書の目錄學的意義等については、武内義雄博士「支那學研究法」を参照されたい。

(21) 漢書敘傳ならびに師固注參。

(22) 金谷治氏「漢書藝文志の意味—體系的な哲學的著述として—」(集刊東洋學6)。

- ㉓ 姚振宗「漢書藝文志條理」(二十五史補篇第二冊)。
- ㉔ 事實問題を問うたものに、胡適「諸子不出於王官論」(古史辯四冊)がある。
- ㉕ 青木正兒博士「新譯楚辭」(全集四)。
- ㉖ これらの點に關しては、拙稿「前漢の道家思想について」(東北大學教養部紀要19)を参照されたい。
- ㉗ 揚雄に關しては、拙稿「法言について」(九州大學哲學年報34)を参照されたい。
- ㉘ 劉歆傳によると、歆は左氏傳によつて、「歎しば以つて向を難す。向も非問すること能わず。然れども猶お自らその毀梁義を持す」とあり、向歆父子が左氏傳を討究したことが知られる。向の左氏傳をも含めた總體としての古文への基本的觀點は、古文は確かに優れた部分をもち、研究に十分値いするものであることを認めつつも、同時に今文に傳統や社會的定着性の強いことも重視したい、という點にあつたと思われる。なおこの點に關しては、近く小論を發表したい。